

兜沼小中学校いじめ防止基本方針

- I はじめに
 - 1 「いじめ」についての基本的な考え方
 - 2 「いじめ」の定義
 - 3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的
- II いじめ防止等のための取組
 - 1 未然防止
 - 2 早期発見
 - 3 いじめへの対応
 - 4 ネット上のいじめへの対応
 - 5 教員研修
 - 6 年間計画
- III いじめの防止等の対策のための組織
 - 1 役割
 - 2 組織
- IV 重大事態への対処
- V その他（参考資料）

I はじめに

1 「いじめ」についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そして、「いじめは、どの子にも、どの学校でも起こり得るものであり、どの子も、被害者にも加害者にもなり得る」、「いじめは卑怯で恥ずかしい行為であり、人間として絶対に許されないものである」という認識の下、いかなる場合においても防止されるべきものとする。

2 「いじめ」の定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、また、いじめには多様な態様があることを鑑み、判断に当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める必要がある。

※具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることから、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために「兜沼小中学校いじめ防止基本方針」を定める。

また、本方針により、児童生徒が、いじめはいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わない児童生徒の育成を目指す。

加えて、いじめ防止のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることの共通認識をした上で、保護者や地域住民、その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

Ⅱ いじめの防止等のための取組

1 未然防止

いじめは、どの子にも起こり得ることを踏まえ、全ての子どもがいじめに向かうことがないよう、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成するとともに、全ての子どもが安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進めるなど、いじめの未然防止を図る取組を進める。

【未然防止】

- 自己存在感や自己有用感が感じられる学級集団作り
- わかる授業づくり
- コミュニケーション能力を高める学級活動
- いじめや友情などについて考える道徳の時間、道徳教育
- 縦割り班活動による児童生徒間交流及び異学年交流
- 情報モラル教育、情報安全教室
- 保護者懇談会、通信等による啓発活動

2 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは、大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からいじめを発見するための取組を進める。

【早期発見】

- 教育相談
- いじめ調査
- 児童生徒アンケート、保護者アンケート
- 日常観察
- 健康観察と保健室との連携
- 児童生徒と教師の間の日常的なコミュニケーション
- 子どもに関する教職員間の情報交換の場の設定
- 報告・連絡・相談・確認体制の確立（連絡体制 担任～教頭～校長）

3 いじめへの対応

いじめが確認された場合は、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うこととする。また、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期対応に努める。

- (1) 発見・通報を受けた時の対応
- (2) いじめを受けた児童生徒への対応
- (3) いじめたとされる児童生徒への対応
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- (5) 家庭との連携
- (6) 関係機関との連携

危機管理の「さしすせそ」

- ㊟ 最悪を想定して
- ㊞ 慎重に
- ㊟ 素早く
- ㊠ 誠意をもって
- ㊡ 組織的に

(1) 発見・通報を受けた時の対応

- 教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに組織に報告・相談する。
- 複数の教職員で児童生徒への事実関係の聴取や具体的な対応を行うなど、組織的に対応する。
- いじめの事実の有無を確認し、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

(2) いじめを受けた児童生徒への対応

- 心身の苦痛を共感的に理解しつつ、事実関係を確認する。
- いじめられた児童生徒にも責任があるという認識はしない。
- 確認した事実関係は迅速に保護者に伝える。
- 安全・安心を確保し、「絶対に守り抜く」という姿勢を伝える。
- 安心して学習その他の活動に取り組む環境を確保する。
- 解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。

(3) いじめたとされる児童生徒への対応

- 事実関係を聴取し、いじめの実態の有無を確認する。
- 確認した事実関係は迅速に保護者に伝える。
- いじめは「絶対に許されない」ということを理解させる。
- 状況に応じて、別室指導や出席停止等の措置を行う。
- 個人情報、プライバシーに十分配慮する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童生徒にも、自分の問題としてとらえさせる。
- 誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- はやし立てるなどの行為は、加担する行為であることを理解させる。
- いじめの問題について話し合い、いじめの根絶への意識を高める。

(5) 家庭との連携

- 被害・加害児童生徒の保護者へは、原則として、複数の教職員が家庭訪問を行い、対応する。
- 保護者からの要望等に関しては、組織で検討することとし、期日等を明示して回答するなど、誠意をもって対応する。
- 相談・対応の窓口を一本化する。
 - ※ いじめの問題に限らず、「保護者と相談する目的で家庭訪問をする場合は、複数の教員で対応すること」、「保護者から要望があった場合に、組織として対応するため、即答できない場合があること」を年度の初めに保護者に周知しておく。

(6) 関係機関との連携

- いじめを確認した場合は教育委員会に速やかに報告する。
- 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、警察等と連携を図る。
 - ※ 関係機関の一覧を明確にしておく。
 - ※ 必要に応じて、「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」を活用する。

4 ネット上のいじめへの対応

携帯電話やスマートフォンの普及発達に伴い、ネット上で、特定の児童生徒を誹謗中傷したり、個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加していることを踏まえ、こうしたいじめを防止し、効果的に対処する取組を進める。

【ネット上のいじめへの対応】

- ネットパトロール
- 情報モラル教育（道德の時間、技術・家庭科等）
- 携帯・スマホ教室
- 通報・相談窓口の明示
- 保護者に対するフィルタリング啓発活動
- P T A講習会・研修会
- プロバイダへの削除要請
 - ※ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 法務局、警察等との連携
 - ※ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに直轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 職員研修

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援，いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言，又は，その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう，教職員の資質向上に必要な教員研修を進める。

Ⅲ いじめの防止等の対策のための組織

1 役割

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口（学校 84-2007）
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有
- (4) いじめの疑いに関する情報があったときの組織的な対策案の作成
（情報の共有，事実関係の聴取，指導や支援体制、保護者との連携など）

2 組織

【いじめ対策委員会】

- 構成員 校長，教頭，小学校部会長，中学校部会長，生徒指導主事

【拡大いじめ対策委員会】

- 対象のいじめの事例に関連する教員，養護教諭

【職員会議】

- 全教職員

【外部専門家】

- ※北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム

【相談窓口】

- 教頭（84-2007）

【 いじめ対策委員会組織図 】

【学校】
<p>①学校いじめ対策委員会</p> <p style="padding-left: 20px;">校長・教頭・小学校部長・中学校部長・生徒指導部長</p> <p>※いじめ防止基本方針の策定・修正は生徒指導部長を中心に策定する。</p> <p>②拡大学校いじめ対策委員会</p> <p style="padding-left: 20px;">対象のいじめ事例に関連する教員・養護教諭・その他教職員</p>

【校内のいじめ対応の役割分担】		
学校いじめ対策委員会	拡大学校いじめ対策委員会	その他
<p>①渉外・教育委員会への報告（校長・教頭）</p> <p>②いじめの相談・通報の窓口（教頭）</p> <p>③学校いじめ防止基本方針に基づく取組の具体的な年間計画の作成（生徒指導部長）</p> <p>④いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催（校長）</p>	<p>①いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有（全教職員→生徒指導部→教頭・校長）</p> <p>②いじめの疑いの情報による緊急会議においての，いじめの情報の迅速な共有，関係ある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携（全教職員→生徒指導部→教頭・校長）</p> <p>※重大事態が発生したときは，調査組織を兼ねる</p>	<p>①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施，具体的な年間計画の実行・検証・修正（生徒指導部）</p> <p>②いじめの疑いのある事例の情報の共有，関係ある児童生徒への指導や支援の体制の共通理解。（全教職員→生徒指導部→教頭・校長）</p>

<p>【北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム】</p> <p>※必要に応じて外部専門家の参加を要請する</p>
<p>①北海道警察</p> <p>②児童相談所</p> <p>③医療機関</p> <p>⑤SSW、SC、学校保健医</p>

IV 重大事態の対処

次に掲げる重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指導及び支援の下、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により該当重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめを理由に転校を余儀なくされた場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

2 いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

3 重大事項対応については、以下の重大事態対応フロー図を基に対応にあたる。

【重大事態対応フロー図】

①重大事態の発生

①重大事態の発生

※重大事態とは

- ・ 児童生徒が命の危機に瀕した場合
- ・ 犯罪
- ・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合)
など、日常生活に重大な影響を及ぼしかねないと判断された事態を指す。

②重大事態への対応

ア)「事実確認」

→担任、部活顧問など話しやすい関係にある教職員で事実確認。

※命の危険がある場合は、すぐに医療機関や警察と連携をとる。

イ)「情報整理」

→アをもとに情報を全教職員で共有。

ウ)「学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断」

→管理職と連携し学校でできる対応を検討、決定。

③学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

(児童生徒が自殺を企画した場合等)

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。

一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

パターン①学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示の下，資料の提出など，調査に協力

パターン②学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと，以下のような対応に当たる。

● 学校の下に，重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については，専門的知識及び経験を有し，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても，事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も，調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について，情報を適切に提供（適時・適切な方法で，経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし，いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは，いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき，調査に先立ち，その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

Ⅴ いじめ防止に関する年間計画

月	行事予定	未然防止	早期発見	ネットいじめ	教員研修	検証計画
4	入学式	学活・家庭訪問 <u>道徳の授業</u> <u>(年間)</u>	教育相談		いじめ防止基 本方針確認 子どもの実態 把握研修	経営計画策定 職員会議（様 子交流）
5	運動会	学活	いじめ調査1 教育相談			職員会議（様子 交流）
6		学活	教育相談			職員会議（様子 交流）
7	夏レク（PTA） 兜沼神社祭	夏休みの生活 指導・学活	教育相談	スマホネット 学習会		学校評価 夏季反省 職員会議（様子 交流）
8		学活	教育相談			職員会議（様子 交流）
9	修学旅行（中） 宿泊学習（小） 前期終業式	学活	教育相談			職員会議（様子 交流）
10	学校祭	学校祭係活動・ 学活	教育相談			職員会議（様子 交流）
11		学活	いじめ調査2 教育相談			職員会議（様子 交流）
12	冬レク（PTA）	冬休みの生活 指導・学活	教育相談	スマホネット 学習会		冬季反省 職員会議（様子 交流）
1		学活	教育相談			学校評価 職員会議（様子 交流）
2		学活	教育相談			年度末反省 職員会議（様子 交流）
3	卒業式 修了式	春休みの生活 指導・学活	教育相談			職員会議（様子 交流）

VI その他（参考資料）

◆いじめを受けている子どものサインの例

学校での様子

【学校生活全体】

- 遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が多い。
- 衣服の汚れや破れ，打撲，擦り傷などが見られる。
- 無口で覇気がなくなり，学習意欲や成績が低下してくる。
- 笑わなくなり，元気がなくなる。
- 下を向いて，視線を合わそうとしない。
- 教師と話すときに不安な表情をする。
- 独り言を言ったり，急に大声を出したりする。
- 何となく浮かぬ顔のときが多くなり，おどおどしている。
- 問題を起こすグループの一員として行動するようになる。
- まわりから悪口を言われても，反発しなくなる。
- 学校や学級の係などを辞めたいと言いだす。
- 浮かぬ顔で一人遅れて教室に入ってくる。
- 忘れ物が多くなる。
- 特定の友達の言いなりになっている。
- 用事が無いのに学校に残っている日がある。
- 急いで一人で帰宅する。
- 日記，作文，絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。
- おどおどやぼんやりが多くなる
- わけもなく教師にすり寄ってくる。
- 小さな失敗を気にしすぎる。
- 言葉遣いが荒れた感じになる。
- 校則違反，万引き等の問題行動が目立つようになる。

【授業中や学級での生活】

- 授業に意欲をなくし、集中力に欠けることが多くなる。
- 何かと理由をつけて保健室へ行く。
- 周囲の友達に異常なほどの気遣いをする。
- 文字が雑になったり、暗い絵が多くなったりする。
- 発言すると野次や冷やかしの声上がる。
- 教師が褒めると、まわりが嘲り笑ったり、しらけたりする。
- 配付したプリントが渡ってこないことがある。
- これまで仲のよかったグループから外れるようになる。
- 座席の机が周囲の子から離されている。
- 座席替えなどでその子の隣に座るのを嫌がる子が多くなる。
- グループ替えなどで、最後まで所属するところが決まらないことがある。
- 本人の持ち物が壊されたり、なくなったりする。
- 出席確認の際、返事の声が小さい。
- 涙を流した気配が感じられる。
- 周囲が何となくざわついている。
- 授業開始の際、一人だけ遅れて教室に入る。
- 責任ある係などの選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。
- 不真面目な態度で授業を受ける。
- ふざけた質問をする。
- テストを白紙で出す。

【休み時間】

- 休み時間には、よく保健室や職員室へ来て時間を過ごす。
- トイレに長く入っている。
- 一人で何かをしていたり、ぼつんとたたずんでいたりする。
- わけもなく階段や廊下等を歩いている。
- 遊びの中で、笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。
- 遊びの中で孤立しがちになる。
- 遊びの中で、いつも同じことをやらされている。
- プロレスごっこや制裁ごっこのような遊びによく加えられている。
- 一人での行動が多くなり、団体行動を避けるようになる。
- 大声で歌う。
- 仲良しでない者とトイレに行く。

【昼食時間】

- 給食（弁当）を残したり，食欲がなくなったりする。
- 嫌われるメニューの時に多く盛られる。
- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 好きな物を友達に譲る

【清掃時間】

- 一人で掃除や片づけをしていることが多い。
- 目の前にゴミを捨てられる。
- 椅子や机がぼつんと残る。
- さぼることが多くなる。
- 人の嫌がる仕事を一人でする。

家庭での様子

- 登校時間になると頭痛，腹痛などを訴え，登校を渋るようになる。
- 学校行きたくないと言いだすことが増える。
- 転校したい，生まれ変わりたい，などもらすようになる。
- 口数が少なくなり，学校のことや友達のことを話さなくなる。
- 食欲がなくなったり，体重が減少したりする。
- 外出しなくなり，人におびえるようになる。
- メモや日記に悩みが書きこんであることがある。
- 衣服が汚れていたり，けがをして帰宅したりすることが多くなる。
- 身体や持ち物の外からは見えない部分に落書きがされている。
- 家の金銭をもちだしたり，買い与えたものがなくなったりする。
- いらいらしたり，おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 家族に対してかたくなになってくる。
- 親や兄弟に反抗したり，八つ当たりしたりする。
- ペットなどをいじめるようになる。
- 助けを求めるうわごとを言ったり，不眠を訴えたりする。
- 親が出ると何も言わずに切れてしまうような不審な電話がたびたびかかる。
- 不良じみた友達が訪ねてくることがある。
- 携帯電話に友達からの呼び出しメールが頻繁に入る。
- 部屋に閉じこもるようになり，ため息をついたり，涙を流したりする。
- 友達を避けようとする。
- 先生が嫌いだという。

地域での様子

- 同じ子が何度も自転車の修理にやってくる。
- 公園や街角で、個人を中傷した落書きをよく見る。
- いつも同じ子が飲食物などを買いに使い走りされている。
- 登下校の時にいつも同じ子が他の子のカバンや用具等を持たされている。
- いつも同じ子が笑い者にされたり，からかわれたり，命令されたりしている。
- プロレスごっこなどの遊びによく加えられている。

◆いじめに加わっている子どものサインの例

家庭での様子

- 特定の子を無視したり，仲間はずれにしたりしている言動が見られる。
- 他人をばかにしたり，悪口を言ったりする。
- 特定のグループでの行動が多く見られる。
- 買い与えていない物品を持っている。
- 心当たりのないお金を持っている。
- お金や物を「もらった」「借りた」「おごってもらった」が，多い。
- 親と顔を合わせたり，会話したりすることを嫌がる。
- パソコンや携帯電話で，他人を非難するメールを書きこんでいる。
- 友達の名前を呼び捨てにしたり，友達を手下のように使ったりしている。
- 勉強さえできればいいといった言動がよくある。
- 言葉づかいが乱暴である。
- 年下や自分より弱い立場の子に対して高圧的である。
- 小さな注意にも，激しい反抗的態度やたくさんの言い訳をする。
- 強い半面，臆病な面があったり，急に泣いたりする。